

募集要項 8 をご参照ください

第 号  
年 月 日

沖縄県立中部病院院長 殿

行政財産使用承認申請書

使用者 印

下記のとおり行政財産の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1 行政財産の種類及び名称

土地

2 所在、地番、地目又は構造及び数量

うるま市宮里281番地 沖縄県立中部病院 構内 8 m<sup>2</sup>

3 使用を必要とする理由及び使用目的

キッチンカーによる飲食物の販売

4 使用期間

令和6年 月 日 ～ 令和7年3月31日

第 号  
年 月 日

使用者 殿

行政財産使用承認書

沖縄県立中部病院院長 印

年 月 日付け 第 号をもって申請のありました下記の行政財産の使用については、下記のとおり承認します。

記

**1 行政財産の種類及び名称**

土地

**2 所在、地番、地目又は構造及び数量**

うるま市宮里281番地 沖縄県立中部病院 構内 8 m<sup>2</sup>

**3 使用目的**

キッチンカーによる飲食物の販売

**4 使用期間**

令和6年 月 日 ～ 令和7年3月31日

**5 使用承認条件**

※次頁を参照のこと

## 【使用承認条件】

- (1) 使用料の計算方法は、①沖縄県病院事業局固定資産管理規程第23条第1項に基づく計算式により算出された金額、または、②当月売上総額×2%×110/100により算出された金額のうち、いずれか高い方の金額である。

このため使用者は、毎月の売上総額を月末日または翌日までに、当院担当者あてに報告を行うこと。
- (2) 使用料は当院が発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納入しなければならない。
- (3) 行政財産の使用の許可を得た受けた者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意を持って許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
- (4) 使用者は、許可した行政財産の維持及び保存の費用を負担すること。
- (5) 使用者は、使用者以外の者に使用させないこと。
- (6) 承認した使用目的以外には使用しないこと。
- (7) 沖縄県病院事業局固定資産管理規程第31条第1項に基づき沖縄県立中部病院長から承認を受けた場合を除き、許可した行政財産の現状を変更しないこと。
- (8) 承認を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は当院に生じた損害を賠償すること。
- (9) 沖縄県立中部病院長が必要と認めるときは、使用者に対してその業務について質問し、帳簿類を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
- (10) 沖縄県病院事業局固定資産管理規程第31条第1項に基づき沖縄県立中部病院長から承認を受けた場合その他行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。請求があったとしても、当院はこれに一切応じない。
- (11) 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は使用承認条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、当院に対して補償を求めないこと。
- (12) 使用期間中に、当院において暴力団排除に関する諸規定に抵触する行為が認められたときは、ただちに使用承認を取消すものとする。当院は、この場合の取消しによって生じた損失を一切補償しない。
- (13) 使用者は、使用承認期間が満了したとき、又は使用承認を取り消されたときは、速やかに使用承認財産を原状に回復して変換しなければならない。ただし、特に当院が承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- (14) 使用を承認した場所について、社会状況により診察スペースに転用することがあるので、その際は別の場所への移転を指示する。なおこの場合において、当該移転によって生じた減収等の損失について、当院に対し補償を求めないこと。求められても当院は応じない。